

令和2年8月25日

第2回村上市農業委員会会議録

第2回村上市農業委員会定例会を令和2年8月25日午後1時30分村上市神林支所3階大会議室に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1番	阿部正一	2番	板垣栄一
3番	遠藤俊樹	4番	本間裕一
5番	佐藤健吉	6番	菅原隆雄
7番	佐藤昌夫	9番	本間サヨ子
10番	稲葉浩之	11番	斎藤博
12番	加藤孝平	13番	斎藤文夫
14番	石山章	15番	佐藤裕介
16番	船山寛	17番	大倉毅
18番	大野章	19番	村山美恵子
20番	富樫与志栄		

1. 欠席委員は次のとおりである。

8番 遠山久夫

1. 本定例会会議事件は次のとおりである。

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について

報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付について

議案第6号 令和2年度村上市賃借料情報(案)について

議案第7号 別段面積の設定について

その他

1. 本定例会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	小川良和
事務局次長	大西恵子
事務局副参事	小田雄介
事務局係長	園部和枝

1. 午後1時30分 事務局長（小川良和君） 皆様、ごめんください。定刻になりましたので、ただいまから第2回村上市農業委員会定例総会を開催いたします。

初めに、本日の欠席委員を報告いたします。議席番号8番、遠山委員から本日欠席する旨の報告がございました。よって、本日の出席委員19名であり、村上市農業委員会会議規則第6条により、本日の総会は成立いたします。

なお、本日の定例会には現地確認の報告等の関係で議席番号1番、江端委員、4番、高橋委員、6番、富樫委員、7番、渡邊委員、12番、坂上委員、17番、木村委員の推進委員6名の方が出席してございますので、併せて報告いたします。

初めに、会長よりご挨拶をお願いいたします。

○議長（石山 章君） 挨拶（略）

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。

議事録署名委員選出以降の議事進行につきましては、農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、石山会長よりお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、第2回村上市農業委員会定例会議事録署名委員の選出についてお諮りいたします。

議長である私にご一任いただければ幸いです、いかがでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、第2回村上市農業委員会定例総会議事録署名委員には、議席番号2番、板垣栄一委員、議席番号3番、遠藤俊樹委員のお二方をお願いいたします。

（両委員了承）

○議長（石山 章君） 日程4の報告。報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用について事務局より報告してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、1ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用についてです。1件の案件となっております。

番号1番、申請人、\_\_\_\_\_、転用の目的、農業用施設用地（農業用倉庫）、備考としまして、申請者は52アールの農業経営を営んでおります。今回は、農業用倉庫の建設を計画したものです。農業用倉庫1棟、建築面積60.87平米です。

場所の説明をいたします。2ページになります。朝日地区檜原地内、左上方向、国道7号が走っており、地図の右手中央付近に小さく囲んだ場所が今回の申請場所となっております。

説明は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど報告ありました報告第1号についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようですので、続いて報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願について事務局より報告してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、報告第2号 農地法の適用を受けない事実確認願についてです。今回は、3件の案件となっております。

初めに、番号1番、申請人、\_\_\_\_、面積が405平米、申請事由としまして、申請地は約35年前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、番号2番、申請人、\_\_\_\_、面積が1,285平米、申請事由として、申請地は約40年前に杉を植林し、現在は山林化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

最後に、番号3番、申請人、\_\_\_\_、面積が2筆合計4,200平米、申請の事由として、申請地は水路が壊れ、20年前から耕作しておらず、雑木等が生い茂り、現在は原野化しています。このため、農地への復旧は困難な状況にあります。

次に、場所の説明をします。番号1番については、下助淵地内、地図中央、旧神納東小学校のすぐ上、細く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番、朝日地区早稲田地内、地図の左手方向、四角く囲んだ場所が今回の申請場所です。

最後に、番号3番、山北地区北黒川地内、地図中央付近、太く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

場所の説明は以上です。

○議長(石山 章君) 今ほど報告のあった件についてご質問等ありましたらお願いいたします。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) 特にないようでありますので、以上をもちまして報告については終わりといたします。

日程5の議題。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、8ページを御覧ください。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。今月は、交換案件2件と贈与1件になります。

番号1番、譲渡人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_ほか1筆、現況地目、田、地積1,054平米、合計で1,103平米でございます。契約の種別、所有権の移転、交換でございます。

番号2番が交換する農地でございます。地目が田で、該当する土地の表示ですが、\_\_\_\_、826平米の農地でございます。

番号3番、譲渡人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地

の表示、\_\_\_\_\_ほか3筆、現況地目、田、地積826平米、合計で1,687平米、契約の種別、所有権の移転、贈与でございます。

場所の説明いたします。9ページから御覧ください。9ページが番号1番と2番の該当の農地となっておりますが、朝日方面から北中を抜けて、1つ目のトンネル手前の右側の農地でございます。

続きまして、めくっていただきまして、番号3番の農地ですが、塩町地内、消防本部、また北線の手前に太く囲んだところが該当の筆となります。

以上で場所の説明を終わります。

説明した3件について、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第1号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第1号については許可することに決定してもご異議ございませんか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、11ページ、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請についてです。今回は、1件の案件となっております。

番号1番、申請人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_、地目、田、地積275平米ほか2筆、合計3筆、合計面積598平米、転用の目的、住宅建築敷地、第2種農地、備考としまして、申請者はこのたび住宅建築を計画し、申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、住宅を集落に接続して設置するものです。木造二階建て1棟、建築面積206平米です。

次に、場所の説明をします。荒川地区春木山地内、地図中央より右手方向、太く囲んだ3筆が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、調査の報告をお願いいたします。

推進委員4番、高橋委員。

○推進委員 4 番（高橋大亮君） 推進委員 4 番、高橋です。荒川地区では 8 月 12 日に農地転用の案件について現地確認を行いましたので、ご報告いたします。

当日は、午後 1 時半に荒川支所会議室において、農業委員 3 名、推進委員 3 名、事務局からは大西次長、荒川支所の遠山係長が出席し、申請内容について説明を受けた後、現場に移動し、\_\_\_\_\_ 立会いの下、確認を行いました。現在の住居が手狭となったため、このたび自己所有地の田 2 筆と畑 1 筆の計 3 筆、計 598 平米を転用申請するものです。申請地付近には水道管が布設されていないため、集落側より約 70 メーター延長させて接続予定で、生活排水は合併浄化槽であり、雨水は自然流下対応予定で、周囲の農地や農作物への影響はないと判断いたしました。転用の計画面積について、一般個人住宅について 500 平米という目安に対し、過大な計画じゃないかといった意見が出ましたけども、申請者から今回の転用申請に当たり面積を分筆して、申請地の地形条件及び残地の利用可能性等を考慮し、利用計画が適正であると判断できることから、荒川地区としては許可すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第 2 号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請についてです。今回は、5 件の案件となっております。

初めに、番号 1 番、譲渡人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、転用地積 730 平米、備考といたしまして、申請者は市内で土木建築業を営んでおります。このたび既存の資材置場が手狭となったため、会社に隣接する申請地を最適地と考え、転用申請するものです。なお、申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で、資材置場を集落に接続して設置するものです。

次に、番号 2 番、譲渡人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、\_\_\_\_\_、土地の面積 127 平米、備考としまして、申請者は既存の山林と隣接する申請地を合わせ、一体的に利用し管理するため、転用申請するものです。なお、拡張に係る部分の面積が既存の面積の 2 分の 1 を超えないものであります。既存山林の面積 517 平米、増設する面積 127 平米です。

次に、番号3番、貸人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の面積、2筆合計9,046平米、砂利採取による一時転用になります。利用期間が許可日から令和4年3月15日まで、全体面積12,711平米、関係者2名によるものです。

次に、番号4番、貸人、村上市鳥屋\_\_番地、\_\_\_\_、借人が番号3番と同じく、\_\_\_\_になります。面積が3,665平米、番号3番と同じ内容になります。

最後に、番号5番、貸人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、面積948平米、一時転用によるもので、利用期間が許可日から令和3年6月30日まで、全体面積948平米です。

次に、場所の説明をいたします。16ページ、番号1番については荒川地区金屋地内、右手に金屋小学校があり、その斜め下方向に太く囲んだ場所が今回の申請場所になります。

次に、番号2番について、山北地区府屋地内になります。山北支所、山北総合体育館、さんぽく会館のちょうど間に細く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号3番、4番についてです。荒川地区の鳥屋地内、鳥屋集落の前方向に太く囲んだ3筆が今回の申請場所です。

最後に、番号5番、神林地区南大平地内になります。地図の中央より下方向、太く囲んだ1筆が今回の申請場所です。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） それでは、転用に係る現地調査をしていただいておりますので、最初に議案番号1番と3番、4番について報告をお願いいたします。

推進委員4番、高橋委員。

○推進委員4番（高橋大亮君） 推進委員4番、高橋です。4条同様に、8月12日に、\_\_\_\_立会いの下、現地確認を行いました。申請地は、近年耕作しておらず、\_\_\_\_に草刈り等の管理を依頼していましたが、所有者が高齢で、耕作の再開も困難であるため、\_\_\_\_が譲り受け、資材置場として使用するものです。建物の建設は行わないので、周辺の農地における日照、通風等に支障を及ぼすことはありません。申請地の周囲にはコンクリートブロック等を設置し、営農環境及び住環境に影響を及ぼさぬようにする計画です。また、取水は行わず、舗装も行わず、砂利敷きにして、水はけをよくし、雨水は敷地内で処理する計画です。よって、荒川地区委員全員で許可すべきものとの意見になりました。

次に、5条の番号3番、4番ですけども、鳥屋地内の案件について、\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立会いの下、確認を行いました。このたびの転用申請は、今年の4月に許可した案件の隣に位置する場所になります。申請者は、現在申請地の周辺で事業を行っており、これまで農家等からの苦情もなく、今回の場所においても適正に実行されるものと判断し、荒川地区としては委員全員で許可

すべきものとの意見になりました。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号2番について報告をお願いいたします。

6番、菅原委員。

○6番（菅原隆雄君） 6番、菅原です。山北地区で8月7日金曜日に5条申請のあった案件の現地確認について報告します。

当日は、午後1時30分に山北支所会議室において、農業委員3名、推進委員2名、事務局から小川局長と山北支所産業建設課産業観光室の村山副参事が出席し、農地パトロールと併せて現地確認を行いました。まず初めに、事務局より申請内容について資料に基づき説明を受けた後、現地へ移動し、\_\_\_\_\_立会いの下、申請内容等について確認を行いました。申請地は、山北支所第二庁舎脇にある譲受人の\_\_\_\_\_所有のケヤキの林に囲まれた丘の上にある農地です。今回は、農地にケヤキの木10本ほどを植林し、周りのケヤキの林と一体的に管理するとの計画とのことでした。周囲には当該地以外に農地はなく、また住宅等、日照や通風等で被害を及ぼすおそれのある施設等もないことから、山北地区としては許可すべきものとの意見となりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

○議長（石山 章君） 続きまして、議案番号5番についてご報告をお願いします。

2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） それでは、神林地区では8月の6日に農地法第5条申請について現地確認を行いましたので、ご報告をいたします。

当日は、午後1時30分に神林支所男子休憩室において、農業委員3名、最適化推進委員5名、事務局からは大西次長、小田副参事、伊藤主任が出席し、まず初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、南大平地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_さん立会いの下、申請内容について確認を行いました。申請地は、事業の経営効率を図るため、申請地を最適地と考え、材木置場として一時転用申請するものであります。造成等を行わず、運搬車及び重機進入路には鉄板を敷き、取水については該当なく、汚水排水計画及び生活雑水計画についても該当にはならないので、農地に影響を及ぼすことはなく、雨水排水については自然流下により対応する計画であります。また、周囲の農地における日照、通風等につきましては、このたびは建物の建設を行うものではなく、支障はないものであります。よって、このたびの転用申請につきましては委員全員で許可すべきものとの意見となりました。皆様のご審議をよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） それでは、議案第3号について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第3号、許可することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について許可することに決定いたしました。

議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局副参事(小田雄介君) それでは、20ページ御覧ください。議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について説明いたします。今月は、賃借権の設定が17件、所有権移転、売買案件が3件となります。

それでは、番号1番、貸人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、借人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_、現況地目、畑、地積457平米、賃借権の設定で、期間は20年間でございます。10アール当たりコシヒカリ玄米\_\_キロ、借人は認定農業者で、新規の設定となります。

以下17番までが賃借権の設定でございます。

それで、24ページから御覧ください。番号の18番、売買の案件になります。譲渡人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_、現況地目、畑、地積3,266平米、利用権等の種別が所有権の移転(売買)、対価\_\_\_\_円、10アール当たり約\_\_\_\_円でございます。譲受人は認定農業者でございます。

続きまして、番号19番、譲渡人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_ほか1筆、地積、田、76平米、合わせて112平米、利用権等の種別、所有権の移転、売買でございます。対価\_\_\_\_円、10アール当たり約\_\_\_\_円、譲受人は認定農業者でございます。

続きまして、番号20番、譲渡人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、譲受人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の表示、\_\_\_\_、地目、田、\_\_\_\_平米、利用権等の種別が所有権の移転、売買でございます。対価\_\_\_\_円、10アール当たり\_\_\_\_円でございます。この譲受人は認定農業者でございます。

続いて、26ページ御覧ください。場所の説明になります。26ページにつきましては番号18番、太く囲ったところが該当の農地となります。

27ページ、番号19番の案件ですが、金屋小学校下、細く2筆囲んだところが今回の案件となります。

めくっていただきまして、28ページ、松沢集落内、太く囲ったところが該当の筆となります。

以上、全て農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各条件を満たしていると考えます。

説明は以上でございます。

○議長(石山 章君) ただいま説明のありました議案第4号について質疑に入ります。ご意見、ご



質問のある方。

(発言する者なし)

○議長(石山 章君) ないようでありますので、議案第4号、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

○議長(石山 章君) 異議なしと認め、議案第4号 農用地利用集積計画(案)の決定について承認することに決定いたしました。

議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長(大西恵子君) それでは、議案第5号 村上農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に係る意見書の交付についてです。今回は、3件の案件となっております。

初めに、番号1番、申請人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の面積3,064平米のうち800平米、変更区分として、用途区分の変更、変更目的は、農機具格納庫兼米調製施設、変更内容、申請者は9.6ヘクタールの農業経営を営んでおります。このたび経営規模拡大により、農機具格納庫兼米調製施設を建設するため、計画を変更するものです。農機具格納庫兼米調製施設1棟、建築面積139.12平米です。

次に、番号2番、申請人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の面積、\_\_\_\_、面積が2,692平米のうち66平米ほか1筆、合計2筆の面積が2,722平米です。変更区分は、用途区分の変更です。変更目的は、豚舎建設用地及び駐車場、変更内容は、申請者は養豚業を営んでいます。このたび事業規模の拡大により肥育用豚舎3棟及び駐車場を設置するため、計画を変更するものです。豚舎二階建て3棟、建築面積1,350平米、駐車場4台分です。

最後に、番号3番、申請人、\_\_\_\_、\_\_\_\_、\_\_\_\_、土地の面積が\_\_\_\_、面積674平米以下4筆、合計面積が5筆で2,900平米です。変更区分、用途区分の変更です。変更目的、養鶏施設、変更内容として、申請者は養鶏業を営んでいます。このたび事業規模の拡大により集卵場施設を設置するため、計画を変更するものです。集卵場1棟、建築面積4,120平米です。

次に、場所の説明をします。番号1番について、神林地区松沢地内、地図の中央よりやや左方向、太く囲んだ場所が今回の申請場所です。

次に、番号2番について、神林地区小口川地内、地図の中央付近、太く囲んだ2筆が今回の申請場所になります。

最後に、番号3番、朝日地区早稲田地内、地図左手方向、太く囲みました5筆が今回の申請場所

になります。

場所の説明は以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のありました農振整備計画の変更についての現地調査をしていただいておりますので、報告をお願いいたします。

最初に、議案番号1番について報告をお願いいたします。

議席番号2番、板垣委員。

○2番（板垣栄一君） それでは、8月6日の先ほどの5条申請に続き、現地確認を行いましたので、ご報告をいたします。

南大平の現地確認の後、松沢地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_立会いの下、申請内容を確認いたしました。現在の作業場は、住宅に囲まれた場所にあり、周囲に支障を及ぼし、作業効率が悪いため、当該地を最適地と考え、申請したものであります。申請地は、先ほど第4号議案、農用地利用集積計画（案）、番号20番で売買をした田1筆、3,064平米のうち800平米について用途区分の変更し、残り2,264平米は引き続き耕作するものであります。当該地付近に住宅はなく、また周囲の農地や農作物への影響もないと考えられることから、委員全員でやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（石山 章君） それでは次に、議案番号2番について現地調査の報告をお願いいたします。

推進委員12番、坂上委員。

○推進委員12番（坂上光芳君） 12番推進委員、坂上です。このために来ました。神林地区農地転用の確認と農用地利用計画の変更の報告について、8月6日木曜日、現地確認を行いましたので、報告します。

当日は、午後1時半に神林支所男子休憩室において、農業委員3名、推進委員5名、事務局からは大西次長、小田副参事、伊藤主任が出席し、大西次長から申請内容について説明を受けました。その後、小口川集落の後方にある現地に移動し、申請内容を確認しました。事業規模の拡大により、二階建て肥育豚舎3棟及び駐車場4台分を設置するため、用途区分を変更して、経営効率等を考え、既存の施設の隣である農地が最適であると考え、設定したものであります。隣接する農地も\_\_\_\_\_の農地であります。付近には住宅もなく、また周囲の農地や農作物への影響もないと考えられることから、委員全員でやむを得ないなど判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願い申し上げます。

○議長（石山 章君） 続きまして、議案番号3番について現地調査の報告をお願いします。

推進委員6番、富樫委員。

○推進委員6番（富樫 潤君） 推進委員6番、富樫です。朝日地区では8月7日、現地確認を行いましたので、報告いたします。

当日は、午後1時半に朝日支所会議室において、農業委員6名、最適化推進委員6名、事務局より大西次長、朝日支所産業建設課の小池室長が出席し、まず初めに事務局から申請内容について説明を受けました。その後、早稲田地内の現地に移動し、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_さん立会いの下、申請内容等について確認を行いました。申請人は、採卵養鶏業を営んでおります。このたび事業規模拡大により、集卵場1棟を建設するため、経営効率等を考え、社有地に隣接する今回申請地を最適地と考え、計画を変更するものです。進入路につきましては公衆用道路、市道から現在と同じ土地利用とし、雨水排水については施設全体を砂利敷きとし、調整池を設置し、宅内で処理する予定です。このことから、周辺の農地への影響はないものと判断し、委員全員で農用地利用計画の変更についてはやむを得ないとの意見となりました。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（石山 章君） それでは、質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方。

10番、稲葉委員。

○10番（稲葉浩之君） 10番、稲葉です。32ページ、\_\_\_\_\_と太線で囲った地図表記がありますが、これ航空写真を見るとまだ何か物が建っているようなので、これ場所の表記間違っているのじゃないですか。

○事務局長（小川良和君） それでは、今ほど10番、稲葉委員の質問についてお答えさせていただきます。

場所の表記につきましては間違いございません。今稲葉委員おっしゃるとおり、現在、当該地には既に豚舎が建設されております。今回の経緯につきまして説明させていただきますが、\_\_\_\_\_に駐車場設置に当たりまして、坂上推進委員さんのほうからご相談がありまして、転用に係る所定の手続を進めるようにということで\_\_\_\_\_さんのほうにお話をさせていただいた経緯がございます。その過程で、現在地、\_\_\_\_\_について手続がなされない状態のまま建物があったというところの経緯がございまして、所定の手続を踏んでいただいた中で、今の状態を改善するというところで今ほどの手続をさせていただいているところでございます。

○10番（稲葉浩之君） 分かりました。

○議長（石山 章君） ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第5号について、村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第5号 村上農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更に係る村上市農業委員会の意見はやむを得ない旨通知することに決定いたしました。

議案第6号 令和2年度村上市賃借料情報（案）について議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局係長（園部和枝君） それでは、34ページを御覧ください。議案第6号 令和2年度村上市賃借料情報（案）について説明いたします。

こちらは、農地法第52条の規定による借賃等を別紙のとおり公表するものとなっております。

35ページを御覧ください。こちらの表のデータは、令和元年6月から令和2年5月までに農業委員会で決定、公告された農用地利用集積計画から算出したものとなります。上段の数字は金額を集計したもので、下段の括弧内の数字は物納数を集計したものを表示してあります。データ数は、集計に用いた筆の数となります。算出結果は四捨五入し、100円単位とし、物納についてはキログラム単位としてあります。算出に当たって、平均に比べて著しく高額など、特殊な情報は集計から除いてあります。また、データ件数が5件未満の場合は表示しておりません。

説明は以上でございます。

○議長（石山 章君） 今ほどの説明のあった議案第6号について質疑に入ります。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） これも特にないようでありますので、承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、議案第6号 令和2年度村上市賃借料情報（案）については承認することに決定いたしました。

議案第7号 別段面積の設定についてを議題といたします。

事務局、説明してください。

○事務局次長（大西恵子君） それでは、37ページ、議案第7号 別段面積の設定について、農地法第3条第2項第5号の規定による別段面積（下限面積）を別紙のとおり設定するものとする。

別紙、38ページになりますけれども、今回設定面積の変更についてはございませんが、表の表記上、昨年までの表の中で地域、今現在、地域となっているところがございますが、地区というところから地域という文字、表記を換えたところと、区域のところですけども、昨年までは旧、村上の例をいいますと、旧村上町の区域というような表記をしておりましたが、その旧という文字と村上町の町を取りまして、村上地区という表記に直した経緯でこの案を載せました。ほかの地区についても同じような対応で表記を直しました。

すみません。ここで、1点訂正なのですが、村上地区の上海府村地区の区域というふうになっておりますけれども、ここは上海府村というところの村の字、過って表記されておりますが、この村は取り除いてください。正しくは上海府地区の区域ということで表現のほう直していただきたいと思っております。

ほか、数字の変更等はございません。

以上です。

○議長（石山 章君） 今ほど説明のあった議案第7号について質疑に入ります。

5番、佐藤委員。

○5番（佐藤健吉君） 5番、佐藤ですが、別段面積の設定については特に問題あると、このとおりで結構でございますが、今回委員の皆さんも新しくなった委員の皆さんもおります。そのことについてちょっとお伺いしたいのですが、まず今日の議案、承認されましたが、先ほどの第3条の8ページですけれども、贈与を受ける譲受人が現在ゼロなのですね。それはいいのですが、ここで1,687平米を贈与受けますということなのですが、そうすると村上地区の別段面積よりも下回っていると。じゃ、別段面積は何なのだということになってきますし、新しい委員もおりますので、その辺の、私ちょっと、先ほどの3条のところ、承認はされましたが、説明をしてもらわないとちょっとうまくないのじゃないかなという感じがしましたので、質問させていただきました。

○議長（石山 章君） 局長。

○事務局長（小川良和君） 今ほど5番、佐藤委員からのご質問についてお答えさせていただきますとともに、新しい方については初めてのところなので、説明を含めた形で回答させていただきます。

村上市におきましては、第17条1項による別段面積ということで、荒川、神林、朝日地区につきましては別段面積設定という格好ではなくて、50アールという形での区域になっておりますが、村上地域の村上地区、瀬波地区、あと上海府地区につきましては第17条1項による別段面積ということで、それぞれ20、30アールというふうな設定をさせていただいておりますし、山北地域の5地区につきましても5地区とも20アールという形での別段面積を設定させていただいております。通常は、この別段面積が下限面積ということで、新たに農地を取得する、借受けする場合はこの面積をクリア、超える形で取得もしくは借入れをしていただくという形で、一つの農家基準というふうな形での目安として運用させていただいているところでございます。

先ほど議案第1号の第3条の議案番号3番の案件につきましては、佐藤委員からご質問ありましたとおり、面積が1,600平米強ということで、村上地区の20アールを下回っているという状況があります。通常であれば、この面積での取引、売買、所有権の移転等については認められないという形でございますが、この案件につきましては、別段面積の表の下のほうに、2ということで農地法施行規則第17条第2項による区域という形で、1項とは別に、新規就農、耕作放棄地の解消ですとかを目的に新たな農業者の参入を促すという目的で、1筆ごとに公示することで、下限面積、ここであれば、うちであれば0.5アールという面積で取引が、所有権の移転等ができるよという設定のものをさせていただいております。設定する区域ということで、農用地区域外の農地で、1筆ごとに農業委員会において設定した農地という形になります。ですので、先ほど3条の議案3号につきましては、先月、この要件に基づきまして、1筆ごとに公示をさせていただいた案件でございます。で

すので、0.5アールを超える面積での取引となりますし、今回譲り受けする\_\_\_\_\_につきましては、これまで農地を一切持っていなかった、新規就農というふうな形でございますので、この要綱に該当する案件ということで取引をさせていただいております。この第17条第2項により農地を取得、借受けする場合は、新規就農者という限定になります。ですので、これまで農地を持っていない方が対象となる形でありまして、この村上市に在住もしくは移住する予定の方が対象というふうな形でこちらのほう設定させていただいております。ですので、そういう農地であれば、1筆ごとでの取引、所有権移転等については可能であるという形で村上市の場合は運用させていただいております。説明は以上です。

後ほど新しい委員の方についてはこの辺を含めた形での説明資料を送らせていただきますし、10月末に最適化推進委員の方を対象にした研修会を計画してございます。それに併せた形で、新たな農業委員さん、今年から農業委員になられた方についても併せて一緒に研修に参加いただいた中で、こちらの運用、制度的なものとか、改めて説明させていただく予定にしておりましたが、それまでの間何もしないでいたことについてはおわび申し上げたいと思います。

以上です。

○議長（石山 章君） 佐藤委員、よろしいですか。

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、議案第7号については承認することに決定してもよろしいでしょうか。

（異議なしの声多数）

○議長（石山 章君） 異議なしと認め、別段面積の設定については原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案として、その他について、皆様方から何か。

1番、阿部委員。

○1番（阿部正一君） 1番、阿部ですが、ちょっとその他で、さっき現地調査の話もありましたけれども、農地転用の許可に係る計画面積の審査の取扱い、これがおのずと一定でない。許可権限で村上市に移譲したときも一定ではない。何か県では昭和から、昭和42年改正、その後、平成14年改正、その後また平成27年に改正ということで、私らは一般住宅であれば500、農家住宅であれば1,000ということで許可基準を設けていましたけれども、これらについてもやはり村上市が権限を与えて許可するということですので、この取扱いについて、適正に、ある程度基準を定めておかなければ、今までも5地区でばらばらでしたけれども、また村上市に許可が移譲されてもばらばらです。それで、形状が何とかこうだなんていってありますけれども、やはりこの基準というのは、どうであろう定める必要があると思いますので、これを定めていただきたいということでございます。

○事務局長（小川良和君） ありがとうございます。今ほど阿部委員のほうから提案いただきました内容については、昨日、代表者研修会に行く車中の中、会長と職務代理のほうともいろいろ相談させていただきまして、まだちょっと農地調整部会長には直接お話しはしていませんけれども、農地調整部会のほうでこちらの取扱いについて協議させていただいて、村上市としての審査基準を設けていこうということに話ししておりましたので、それについて後日調整部会のほうで協議させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（石山 章君） 阿部委員、よろしいでしょうか。

ほかにないでしょうか。

（発言する者なし）

○議長（石山 章君） ないようでありますので、以上をもちまして議題については終わります。

暫時休憩に入ります。

休憩 午後 2 時37分～午後 2 時50分

・協議、連絡事項ほか

時に午後 3 時26分であった。

以上の議事の概要を記し、その内容に相違ないことを認めここに署名する。

令和 2 年 8 月25日

村上市農業委員会

会 長

同議事録署名委員

委 員

委 員